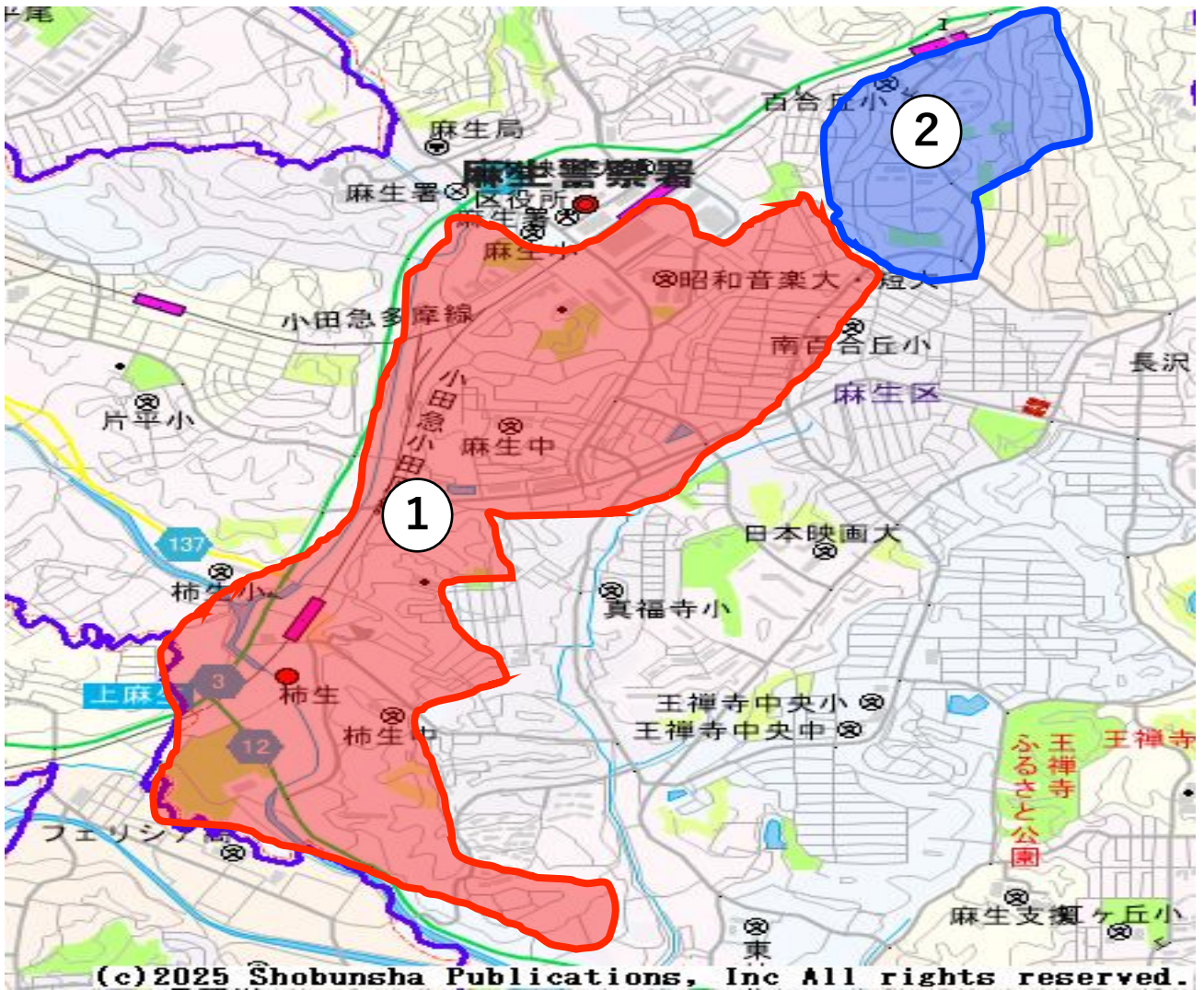


令和8年自転車指導啓発重点地区

【麻生警察署】



【選定理由】

①地区 上麻生

小田急線新百合ヶ丘駅を中心に公的機関・企業・学校・商業施設等が集中しており、住宅街にも隣接しているため、通勤、通学や買物等での自転車利用者が非常に多い。また、住宅街の道路は、道路幅員が狭い上、勾配もあるため自転車の速度が速くなり、歩行者との衝突による重傷事故の発生が懸念される。

②地区 百合丘1丁目～2丁目

小田急線百合丘駅付近は、市立百合丘小学校を含む住宅街が隣接し、同駅を利用する歩行者や自転車の他、朝夕の通学児童も多く、駅付近の道路は勾配区間もあり、自転車の速度も速くなり、通学児童等との衝突事故の発生が懸念される。

※ 自転車利用者に対する取締り要望意見が多数

【自転車利用者の交通違反】

①地区②地区共通

- 歩道通行時の徐行等義務違反
- 交差点での一時不停止
- 携帯電話使用等違反
- 遮断踏切立入り
- 通行禁止違反
- 交差点右左折方法違反等



☆ 自転車安全利用五則を守りましょう！

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

※ ヘルメット着用以外は、罰則があります！



☆ 自転車損害賠償責任保険に加入しましょう！

加入は努力義務ですが、自転車を利用するすべての人が対象です。従業員が業務で利用する場合は、その事業者、自転車を貸し出す事業者も対象となります。